

震災時等における 危険物の仮貯蔵・仮取扱いの手続きについて

～有事の際の手続きを迅速化します～

1. 危険物の仮貯蔵・仮取扱いとは？

消防法令で定められた数量(指定数量)以上の危険物は、市の許可を受けた危険物施設以外での貯蔵・取扱いが禁止されています。

ただし、消防長の承認を受けた場合は、10日以内に限り、一時的な貯蔵・取扱いができます。

仮取扱いの様子(ドラム缶からの給油)



2. 東日本大震災では・・・

東日本大震災では、ガソリンスタンドなどの危険物施設が大きな被害を受けたことや被災地への交通手段が寸断されたことで、ドラム缶や地下タンクから手動ポンプを用いた給油作業や危険物施設以外の場所(避難施設どの)での一時的な暖房用燃料の貯蔵等が数多く行われました。

3. 震災時等における手続きの迅速化について

東日本大震災の大規模災害において、仮貯蔵・仮取扱いの承認に係る手続きは、安全性を確保しつつも迅速に行われることが求められました。

そのため、延岡市においては、安全対策や必要な資機材の準備方法などを定めた実施計画書の作成・提出を行うことで有事の際に迅速に仮貯蔵・仮取扱いの承認を受けることができることとしました。

消防本部（予防課）と事前協議



実施計画書の提出

震災発生

電話等による承認申請

仮貯蔵・仮取扱いの開始

（可能になり次第）改めて書面申請

なお、現に延岡市の許可を受けている危険物施設において、設備等の故障に備えた代替え機器を使用する計画や停電に備えた非常用電源、手動機器等を使用する計画がある場合は、事前に市の許可を受けることにより仮貯蔵・仮取扱いの承認申請が不要となる場合があります。

（施設によっては予防規程の変更が必要）

